

公立鳥取環境大学就職支援センター規程

令和2年3月31日
公立鳥取環境大学規程第6号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人公立鳥取環境大学組織規程第10条の4の規定に基づき、公立鳥取環境大学就職支援センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、公立鳥取環境大学の学生のキャリア形成支援及び進路支援を行い、広く社会に貢献する有意な人材の育成に寄与することを目的とする。

(業務)

第3条 センターは、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) キャリア教育の調査研究、企画立案及び実施に関すること
- (2) 進路支援に関すること
- (3) 公立鳥取環境大学無料職業紹介事業の業務運営規程に規定する職業紹介に関すること
- (4) 卒業生の就職状況等に係る調査に関すること
- (5) 学生の就職支援に係る卒業生との連携に関すること
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な業務に関すること

(組織)

第4条 センターは、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) センター長
 - (2) センター教員
 - (3) その他必要な職員
- 2 センターに副センター長を置くことができる。
 - 3 センター教員及びその他必要な職員は、本学教職員の中から、理事長が任命する。
 - 4 センター教員及びその他必要な職員は、上司の命を受けてセンターに関する業務を行う。
 - 5 センター教員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。
 - 6 センターの事務は、センター及び学務課が行う。

(会議)

第5条 センター長は、必要に応じて第4条第1項及び同条第2項に規定する者を招集し、センターの業務について審議決定する。

(報告)

第6条 センター長は、必要に応じて第3条に規定する業務の計画及び進捗状況を学長及び学生生活・就職委員会へ報告する。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。